

東かがわ市の5歳児健診～子育て支援～

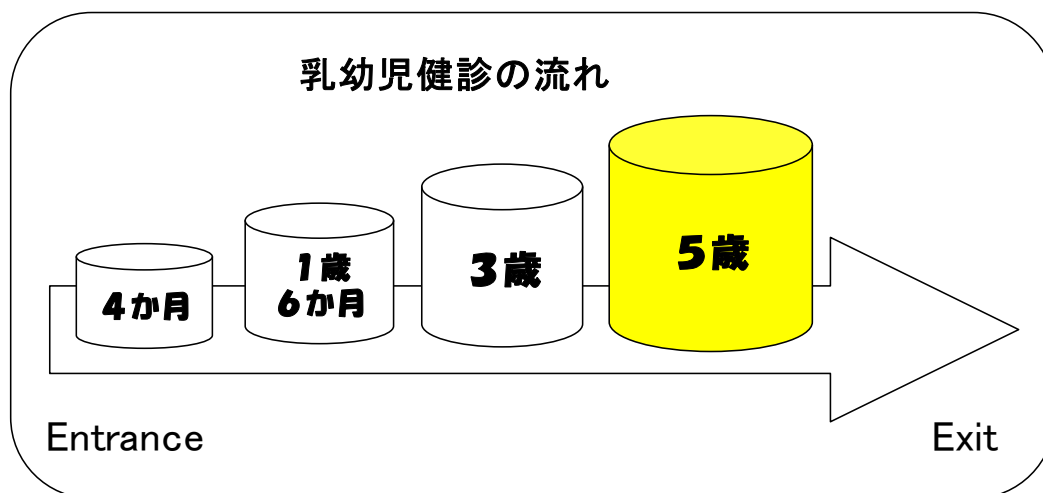
あらまし

子どもの健診につきましては、これまで、母子保健法や学校保健法に基づいて、1歳半健診や3歳児健診並びに就学時健康診断を行うことによって、子どもたちの成長過程のそれぞれの節目で支援してきました。

しかしながら、3歳児健診後、就学時健診までに子どもの発達の程度を診る公的な健診がないことや、脳の前頭葉機能が発達するのが4、5歳頃であり、この頃の健診が乳幼児期から青少年期までの一貫した子育て支援を考える中で最も効果のある健診のひとつであることから、「5歳児健診」の必要性の声が高まってきておりました。

5歳児健診は子育て支援の一貫であるとともに、広汎性発達障害や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの早期発見に対する効果があることとされております。

このことから、東かがわ市においても、よりよい子育て支援を目的として、平成17年度から5歳児健診事業に取り組むこととなりました。



※5歳児健診は、発達障害を発見するためだけが目的ではなく、健診時に保護者からの子育てに関する悩みや相談事をお伺いすることで、不安解消の一助となることと想定しております。さらには、以降の集団生活を円滑に進めていくためのひとつの手段、引いては子育て支援の一貫として位置づけております。

事業実施の経過

- H17 5歳児健診 モデル事業の実施（引田・白鳥・丹生幼稚園園児）
- H18 5歳児健診 通年事業の実施（市内全幼稚園・保育所）
- H19～ 5歳児健診 市内全幼稚園・保育所に加え在宅児にも案内
- H20.4.4 教育・発達サポート室の開所（小児科内科 三好医院）

5 歳児健診の流れ

4 月上旬 連絡連携会議（前年度の実績報告及び反省、当該年度計画）

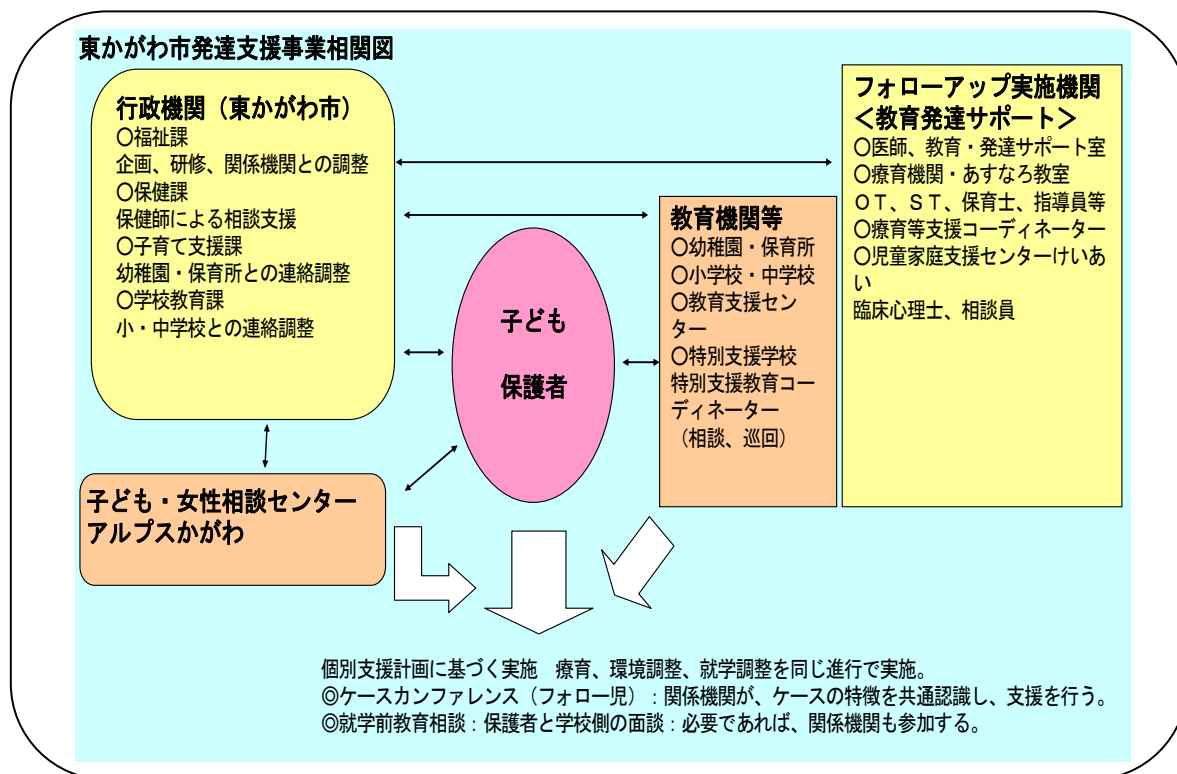
幼稚園・保育所長会議

6 月 広報へ記事掲載（フォーラム）、フォーラムの実施

健診 1 月半前 関係者及び保護者への健診の案内、在宅児童は個別に周知

7 月～2 月 5 歳児健診の実施

随時 相談



東かがわ市 5 歳児健康診査等事業実施要綱

（目的）

第 1 条 この告示は、東かがわ市 5 歳児健康診査等事業を実施することにより、幼児の健康の保持及び増進を図るとともに、よりよい就学環境を築くことを目的とする。

（事業の内容）

第 3 条 事業は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 5 歳児健康診査
- (2) 相談支援
- (3) 事業に関する啓発
- (4) 連絡調整会議

5 歳児健診の概要

対象児... その年度に 5 歳になる児童（4 月 2 日生まれ～4 月 1 日生まれ）

健診日程 7 月～2 月 健診

概ね 1 ヶ月半前に問診表を配布

概ね 1 月前までに問診表を回収

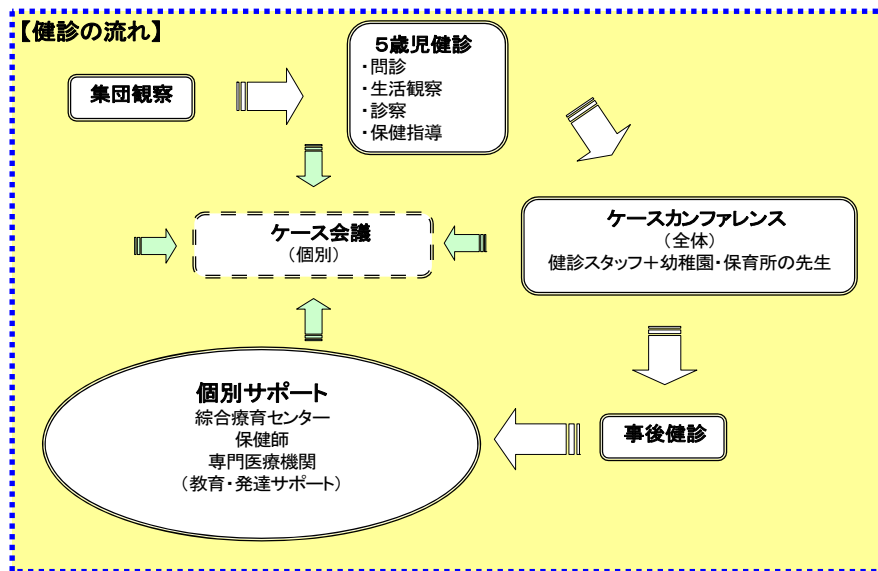
健診前 保育所・幼稚園での集団行動の観察

健診当日 問診（保健師）→生活観察（療育センター）→診察（医師）→保健指導（保健師）

健診後 カンファレンス（関係者の参加）

必要に応じ、事後健診

フォローアップ... 保護者の理解と同意のもと、療育体制に入ります。



ライフステージ

東かがわ市の発達段階に応じた支援

